

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 3 年 6 月 16 日

全国健康保険協会岐阜支部
支部長 名知 清仁

1 企画競争に付する事項

各種広報媒体を活用した戦略的な広報業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 各省各庁における「役務の提供等（広告・宣伝）」に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること

3 契約候補者の選定

「各種広報媒体を活用した戦略的な広報業務委託 企画競争説明書」に基づき提出された企画提案書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和 3 年 6 月 16 日（水）から令和 3 年 7 月 5 日（月）10 時まで
- (2) 場所 岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階
全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ
TEL : 058-255-5155（自動音声案内⑤） FAX : 058-255-5165

5 仕様書等に対する質問の受付及び回答

質問は、電話やFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付期間：令和3年7月5日（月） 10時まで

(2) 回答：質疑受付後、おおむね2営業日以内。但し、回答に日数を要する場合は、その旨の返答とする。

(3) 受付先：全国健康保険協会岐阜支部 FAX：058-255-5165
企画総務グループ（担当）北島

6 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：令和3年7月8日（木）14時まで

(2) 提出先：4（2）に同じ

(3) 提出方法：直接提出（持参）又は郵送とする。

（郵送する場合も、提出期限までに必着すること。）

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は企画書募集要領による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。